附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　次の各号に掲げるこの府令の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）の規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一　第十九条第二項第一号　新開示府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始する有価証券の募集又は売出し（新開示府令第十九条第二項第一号に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に開始する有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

二　第十九条第二項第二号　施行日以後に行われる取締役会の決議等（新開示府令第四条第二項第一号ロに規定する取締役会の決議等をいう。以下この号において同じ。）若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可（当該取締役会の決議等若しくは当該株主総会の決議又は当該行政庁の認可に係る有価証券の取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該有価証券の発行。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に行われる取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可については、なお従前の例による。

2　新開示府令第二号の二様式、第二号の三様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号の二様式、第七号の三様式、第七号の四様式、第十二号様式、第十二号の二様式及び第十五号様式は、施行日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）及び発行登録追補書類（同法第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出される有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

省　令

○厚生労働省令第百二号

障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉法施行規則及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣　細川　律夫

社会福祉法施行規則及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第二条」を「第二条第一号」に、「地域における」を「地域社会における」に、「第十五条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「第二条」を「第二条第一号」に、「地域における」を「地域社会における」に、「第十五条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

附　則

この省令は、障害者基本法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月五日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年七月十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　那覇市

二　地域再生計画の名称　周辺環境調和型「亜熱帯庭園都市」による地域活力の再生

三　地域再生計画の区域の範囲　那覇市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（三の六）

○総務省告示第二号
国土交通省
国家公安委員会

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）及び障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行に伴い、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年総務省国家公安委員会国土交通省告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年八月五日

国家公安委員会委員長　中野　寛成
総務大臣　片山　善博
国土交通大臣　大畠　章宏

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年総務省国家公安委員会国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

三1③を削り、同④中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同④を同③とし、同⑤から同⑦までを同④から同⑥までとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会、厚生労働省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号

障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行に伴い、及び次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第七条第一項の規定に基づき、行動計画策定指針（平成二十一年国家公安委員会、厚生労働省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

国家公安委員会委員長　中野　寛成
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

三の6の⑴中「第九条」を「第十一条」に改める。

○金融庁告示第八十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年八月五日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第七十号を次のように改める。

七十　野村プライベート・エクイティ・キャピタル株式会社

○総務省告示第三百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、京都地方税機構の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月五日

総務大臣　片山　善博

一　許可年月日　平成二十三年八月五日

二　施行年月日　平成二十三年八月五日